

山口県報

平成18年
2月21日
(火曜日)

目次

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....一

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....一

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....三

県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課).....四

土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....四

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課).....四

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四

雑報

県報の正誤(平成十七年十二月一日山口県告示第八百十六号).....五

(一〇四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年四月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年二月七日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 名 称 福祉の店アミーチ
- 代表者の氏名 西村 良夫
- 主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一三二八番地一
- 三 定款に記載された目的
- 障害者及び高齢者に対して、日常生活及び社会参加支援に関する事業を行い、障害者の自立及び高齢者の自立存続に寄与すること。

(一〇五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年二月二十一日から同年六月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名 称 ホームセンタージュンテンドー新須々万店
- 所在地 周南市大字須々万本郷三一四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名 称 住 所 代表者の氏名
- 不動産建設株式会社 広島市佐伯区皆賀三丁目二番一八号 西澤 正剛
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
- 平成十八年十月八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 二、〇七七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

七六台

(二) 駐輪場の収容台数

四台

(三) 荷さばき施設の面積

一六七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

四一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

株式会社ジュンテンドー

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成十八年二月七日

(二〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年二月二十一日から同年六月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久西岩国店

所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社スーパーふそう

住所 防府市戎町二丁目一〇番五号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

届出年月日

平成十八年二月十日

四 届出年月日

平成十八年二月十日

五 変更年月日

平成十三年七月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久西岩国店

所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社スーパーふそう

住所 防府市戎町二丁目一〇番五号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

届出年月日

平成十八年二月十日

四 届出年月日

平成十八年二月十日

五 変更年月日

平成十三年七月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久西岩国店

所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号

所 代表者の氏名

大川 展洋

変更 前

変更 後

秋山 征義

麻畑 信義

変更 前	変更 後
岩国市南岩国町三丁目五番五〇号	防府市大字江泊一九八七の六

所 代表者の氏名

大川 展洋

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社スーパーフそう 住所 防府市戎町一丁目一〇番五号
 代表者の氏名 大川 展洋

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	防府市大字江泊一九八七の六	防府市戎町一丁目一〇番五号
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	麻畑 信義	笠原 高六郎

四 届出年月日
 平成十八年二月十日
 変更年月日
 平成十六年十一月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 丸久西岩国店
 所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社スーパーフそう 住所 防府市戎町一丁目一〇番五号
 代表者の氏名 大川 展洋

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	笠原 高六郎	大川 展洋
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	有限会社ローズ写真機店	有限会社ローズ写真機店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社げんきイー	有限会社げんきイー
大規模小売店舗の名称	株式会社ワールドリカーズ南岩国	株式会社ワールドリカーズ南岩国

四 届出年月日
 平成十八年二月十日

五 変更年月日
 平成十七年十二月一日

(二〇七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年二月二十一日から同年六月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 丸久西岩国店
 所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社スーパーフそう 住所 防府市戎町一丁目一〇番五号
 代表者の氏名 大川 展洋

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	株式会社丸久
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	東洋食品株式会社	東洋食品株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	〃
大規模小売店舗の名称	午前九時三〇分	午前九時
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	午前九時から翌日の午前零時二〇分まで	午前八時四十五分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日
 平成十八年二月十日
 変更年月日
 平成十八年二月十六日

(一〇八) 県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

平成十八年二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

土地の所在地	地目	面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字厚狭字東原一三三五の一	田	八四二
" " " " 一三三五の二	"	一九六
" " " " 字今市一四二一	"	一九四七
" " " " 字柳下一五〇〇	"	一、六八六
" " " " 字石束一八七二	"	一、二〇二

(一〇九) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十八年二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の名称
 県営川越地区中山間地域総合整備事業(大迫換地区)
- 二 事業の種類
 ほ場の整備
- 三 工事了の時期
 平成十六年三月二十四日

- 一 事業の名称
 県営川越地区中山間地域総合整備事業(明神換地区)
- 二 事業の種類
 ほ場の整備
- 三 工事了の時期

平成十六年十一月二十五日

- 一 事業の名称
 県営川越地区中山間地域総合整備事業(樋余地換地区)
- 二 事業の種類
 ほ場の整備
- 三 工事了の時期
 平成十六年十二月十五日

(一一〇) 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、美祢下村土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。
 平成十八年二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名	住所
國弘 進	美祢市伊佐町伊佐五五六九
三隅 眞	" " " " 五六七〇
國弘 勝利	" " " " 五六四一
福田 英雄	" " " " 五六一八の二
西村宇佐男	" " " " 五五四六
福田キ又子	" " " " 五五八六
徳永あけみ	" " " " 五六五六の一

(一一一) 開発行為に関する工事了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事了を次のとおり公告します。

平成十八年二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 光市大字浅江字鯨

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 光市大字浅江一三六〇番地
 田村 咲子

一 開発区域に含まれる地域の名称
 光市島田五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 光市大字浅江一三三八番地の一
 株式会社コウケンプロダクツ



正 誤

平成七年十二月一日山口県告示第八百十六号（屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正）

四	ページ		
下	段		
表中	箇所	誤	
		岩国市大字麻里布一丁目	
			正
			岩国市麻里布町一丁目

平成十八年二月十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)